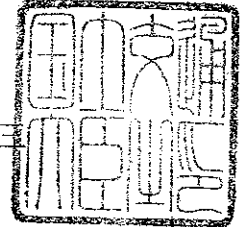




国総観政第5号
平成19年4月25日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵



交通政策審議会に対する諮問について

観光立国推進基本法第8条第2項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第54号】

「平成19年度において講じようとする観光施策」(案)

【諮問理由】

観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項の規定により、政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告書を提出するとともに、同条第2項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて、当該報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。